

中標津橋架け替えに伴う 町営バス路線迂回路のお知らせ

町広報紙7月号でお知らせした中標津橋の架け替え工事に伴い、町営バス路線（西線）についても迂回路での運行となります。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどお願いします。

【迂回路案内図】



【迂回路の運行期間】

- 工事期間となる**令和8年8月上旬頃～令和12年度**を予定しています。
- なお、工事期間中は「木工場前」バス停は休止となり、利用できません。

【お問い合わせ先】

- バス運行に関すること
中標津町役場 町民生活部 生活課
(Tel0153-74-0889)
- 工事に关すること
北海道 釧路総合振興局
釧路建設管理部
中標津出張所 道路係
(Tel0153-72-3213)

トイレや浄化槽の汲み取り料金が変わります

汲み取りに係る経費が増加していることから、現在の体制を維持するため、令和8年10月1日より、約2年ぶりに汲み取り料金が改定となります。

区 分	新料金（令和8年10月1日～）	現在の料金
下水道処理区域内の家庭（主に市街地）	15.00円/L	13.00円/L
事業所・官公庁	15.00円/L	13.00円/L
下水道処理区域外の家庭（市街地周辺・郡部）	9.60円/L	8.32円/L

なお、町内のし尿汲み取り等の申し込み先（㈲北方産業 ㊟72-3186）に変更はありません。

詳しくは、生活課 環境衛生係（直通 ㊟74-0890）まで。

在宅医療系廃棄物の捨て方

近年、在宅医療に使用したと思われる注射器等の医療系廃棄物が、家庭ごみと一緒に排出される事例が増えています。**注射器等の形状が鋭利なものや、血液が付着した物、感染性を有する恐れがあるものは特別管理産業廃棄物となり、町のごみ収集に出すことはできません**ので、かかりつけの医療機関に持ち込みをお願いします。

それ以外の医療系廃棄物（チューブ・カテーテル等）は一般廃棄物として、町のごみ収集（燃やせるごみ）に排出することは可能ですが、判断が難しい部分もありますので、不明な点が生じた場合はお問い合わせください。

問い合わせは、生活課 環境衛生係（直通 ㊟74-0890）まで。